

広島県医療的ケア児支援センターの運営開始に向けた進捗状況について

1 医療的ケア児支援センターの概要について

医療的ケア児支援法の規定に則り、次の社会福祉法人を「医療的ケア児支援センター」（以下「県支援センター」という。）に指定し、運営業務を委託することを決定した。

- (1) 委託先：社会福祉法人広島県福祉事業団
- (2) 設置場所：広島県立障害者リハビリテーションセンター 1F（東広島市西条田口 295-3）
- (3) 運営体制：次の4名での運営（令和5年度）

区 分	配置人数
センター長	1名〔医師〕
医療的ケア児等コーディネーター	2名〔うち1名は看護師〕
上記コーディネーターと同等の知識を有する補助員	1名

- (4) 相談方法：電話、メール、新設するホームページ上の「お問合せフォーム」による

<ul style="list-style-type: none"> ▶▶ 代表電話番号：082-425-1506 ▶▶ 相談受付時間：9:00～17:00（祝祭日及び年末年始を除く月～金曜日）

- (5) 運営開始
令和5年7月31日（月）予定

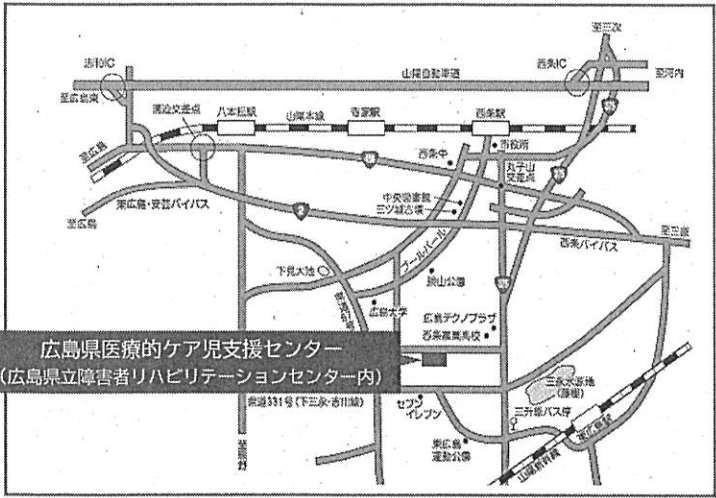
2 医療的ケア児支援センターの業務

- 医療的ケア児及びその家族からの幅広い相談を受け止め、関係機関と連携して対応
- 医療的ケア児及びその家族に向けて、障害福祉制度やサービス、関係窓口等の情報を積極的に発信
- 医療的ケア児及びその家族の支援に係る市町ごとの地域間格差の解消に向け、医療的ケア児に係る情報の集約点として、支援を行う市町をサポート
- 医療的ケア児及びその家族の支援に携わる人材を育成
 - ▶▶ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修、多職種連携研修の実施
 - ▶▶ 医療的ケアに対応できる看護師及び介護従事者育成研修の実施

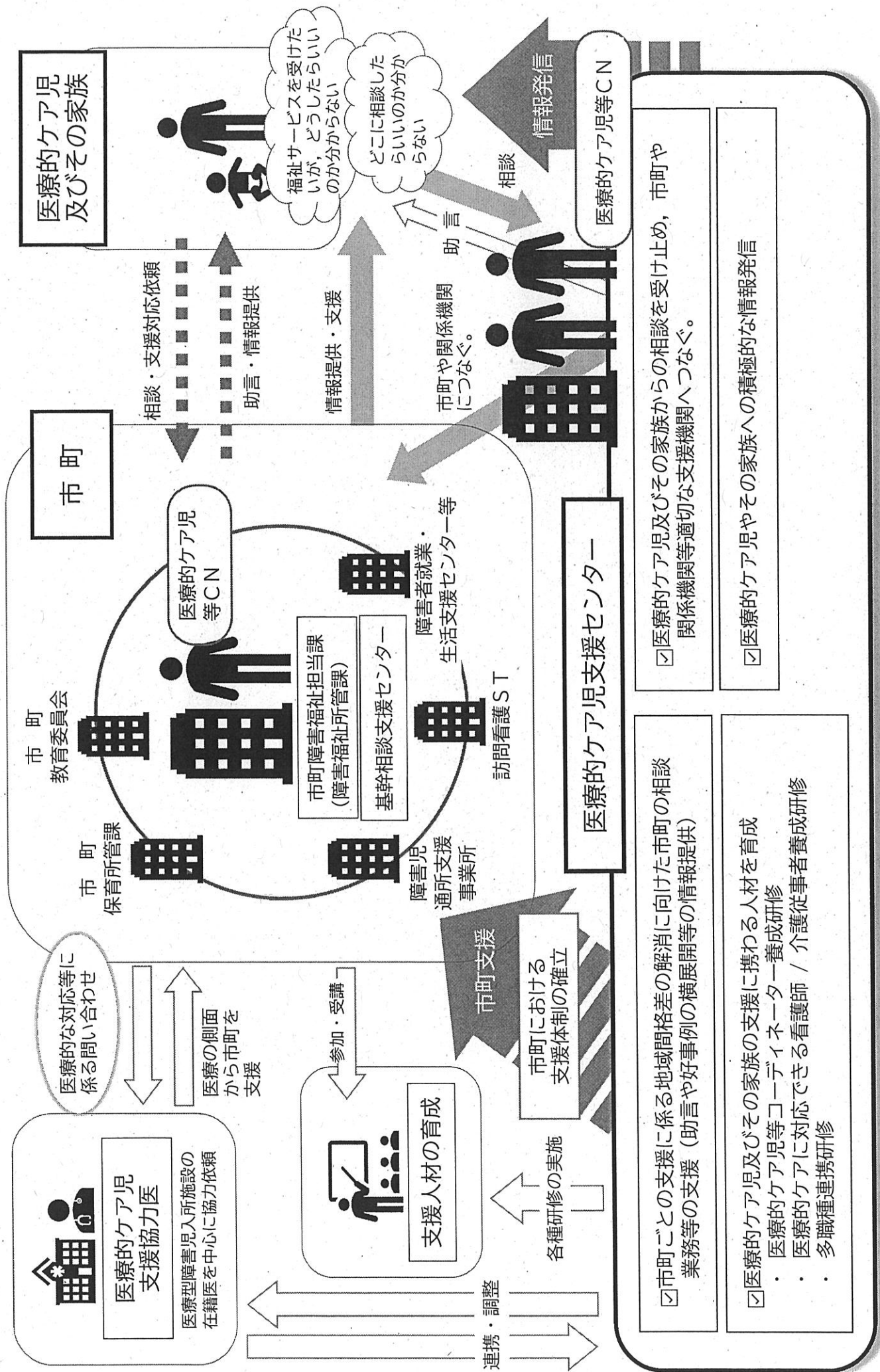
3 運営開始までの準備

- (1) 有識者等の意見を踏まえながら、委託先（広島県福祉事業団）との運営体制の確認
- (2) 市町や医療、福祉、保育、教育の関係機関と県支援センターとの連携体制の事前整備
- (3) 支援センターに関する効果的な広報・周知の実施

7月				7/31
(1)	● 定例ミーティング	● 定例ミーティング	● 定例ミーティング	● 定例ミーティング
必要に応じて、随時、有識者等から意見徴取。ミーティングを実施。				医療的ケア児支援センター 運営開始（開所式）
(2)	● 市町の医療的ケア児支援に係る窓口調査		● 医療的ケア児支援センターに関する説明会(仮) ・市町職員及び医療的ケア児等コーディネーター対象	
(3)	● 知事定例記者会見		● ホームページ開設 ● 市町や保護者の関連団体等を通じた保護者等への周知	



医療的ケア児及びその家族の支援体制（イメージ図） 目指すべき姿



医療的ケア児とその家族が県内のどこにいても安心して暮らせる支援体制の構築に向けて
新たに、広島県医療的ケア児支援センターが7月31日に運営をスタートします

日常的に人工呼吸器による呼吸管理やたん吸引といった医療的ケアが必要な子どもとご家族の皆様を支援する「広島県医療的ケア児支援センター」の運営を7月31日（月）からスタートします。

➤ **医療的ケア児支援センターの概要**

社会福祉法人広島県福祉事業団を医療的ケア児支援センターに指定し、運営業務を委託します。

□ 設置場所 広島県立障害者リハビリテーションセンター1F（東広島市西条田口 295-3）

□ 運営体制 4名体制

内訳 センター長：1名（医師）
 医療的ケア児等コーディネーター等
 ：3名（うち1名は看護師）

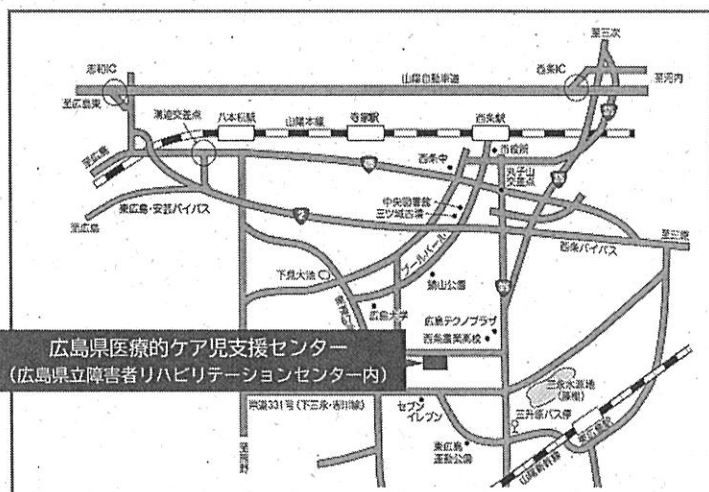
□ 相談受付方法 電話 082-425-1506

相談受付時間 9：00～17：00

相談日 月曜日～金曜日

（祝祭日、年末年始を除きます）

※ その他、ホームページからのお問合せ
 フォームを予定している。



➤ **医療的ケア児支援センターの業務**

□ どこに相談したらいいのかわからないといった医療的ケア児及びその家族からの幅広い相談を受け止め、相談内容に応じて市町や関係機関と連携して対応

□ 医療的ケア児及びその家族に向けて、障害福祉制度やサービス、それらの窓口等の有用な情報を積極的に発信

□ 医療的ケア児及びその家族の支援に係る市町ごとの地域間格差の解消に向け、医療的ケア児に係る情報の集約点として、支援を行う市町をサポート

□ 医療的ケア児及びその家族の支援に携わる人材を育成

- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施
- ・ 医療的ケアに対応できる看護師及び介護従事者育成研修の実施

